

## 【お詫びと訂正】事業再生と債権管理187号（2025年1月5日号）について

本誌187号（2025年1月5日号）の掲載内容に一部誤りがありました。  
誤りがあった箇所は、次の赤字のとおりです。お詫びして訂正いたします。  
（本紙の2枚目と3枚目に、訂正後の図表を掲げております。）。

- ① 187号7頁【図表1】の「④ ネームクリア・テール条項に関する規律  
誤：…譲り渡し側の名称の譲り受け側への開示（ネームクリア）前の、譲り受け側の同意の取得、…  
正：…譲り渡し側の名称の譲り受け側への開示（ネームクリア）前の、譲り渡し側の同意の取得、…
- ② 同10頁【図表3】の中段、概念図の右側の囲み  
誤：譲り渡し側  
正：譲り受け側

## 【図表1】ガイドライン第3版改訂の要点

- 第3版改訂では、手数料も踏まえつつ、質の高い仲介者・FAが選ばれる環境を促すため、手数料・提供業務に関する事項を追記。
- 加えて、前回第2版改訂時と同様にM&A支援機関の支援の質を確保する観点から、仲介者・FAが実施する営業・広告に係る規律や仲介者において禁止される利益相反事項等の具体化を図っている。
- さらに、譲り渡し側・譲り受け側の当事者間におけるトラブルに関し、最終契約後にトラブルに発展するリスク、その対応策について解説するとともに、仲介者・FAに対して求める対応や最終契約の不履行を意図的に生じさせるような不適切な譲り受け側を市場から排除するための対応についても追記している。

### ① 仲介者・FAの手数料・提供業務に関する事項

【中小企業向け】手数料と業務内容・質等の確認の重要性

⇒ (納得できない場合) 他の仲介者・FAへの依頼、手数料の交渉の検討

【仲介者・FA向け】手数料 (仲介者の場合、相手方の手数料を含む。) の詳細、プロセスごとの提供業務の具体的説明、担当者の保有資格、経験年数・成約実績の説明。手数料の交渉を受けた際の誠実な対応の検討。

### ② 広告・営業の禁止事項の明記

【仲介者・FA向け】広告・営業先が希望しない場合の広告・営業の停止、M&Aの成立可能性や条件等について誤解を与える広告・営業等の禁止。

### ③ 利益相反に係る禁止事項の具体化

【仲介者向け】追加手数料を支払う者やリピーターへの優遇 (当事者のニーズに反したマッチングの優先実施、譲渡額の誘導等) の禁止、情報の扱いに係る禁止事項の明確化

⇒ これらの禁止事項は仲介契約書に仲介者の義務として定める必要。

### ④ ネームクリア・テール条項に関する規律

【仲介者・FA向け】譲り渡し側の名称の譲り受け側への開示 (ネームクリア) 前の、譲り渡し側の同意の取得、譲り受け側との秘密保持契約の締結の徹底。テール条項の対象の限定範囲の具体化・専任条項がない場合の扱いについての限定。

### ⑤ 最終契約後の当事者間のリスク事項について

【中小企業向け】最終契約・クロー징後に当事者間でのトラブルとなりうるリスク事項の解説

⇒ 専門家の支援を受けつつ、自らでも確認することの重要性。

【仲介者・FA向け】リスク認識時、最終契約締結前等に、当事者間でのリスク事項についての依頼者に対する具体的説明。

### ⑥ 譲り渡し側の経営者保証の扱いについて

【中小企業向け】土業等専門家、事業承継・引継ぎ支援センターへの相談\*や経営者保証の提供先の金融機関等へのM&A成立前の相談\*の検討

【仲介者・FA向け】上記\*の相談が選択肢となる旨の説明・相談する場合の対応、最終契約における経営は保証の扱いの調整。

【金融機関向け】M&Aの成立前又は成立後に経営者保証の解除又は移行について相談を受けた場合の「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応。

### ⑦ 不適切な事業者の排除について

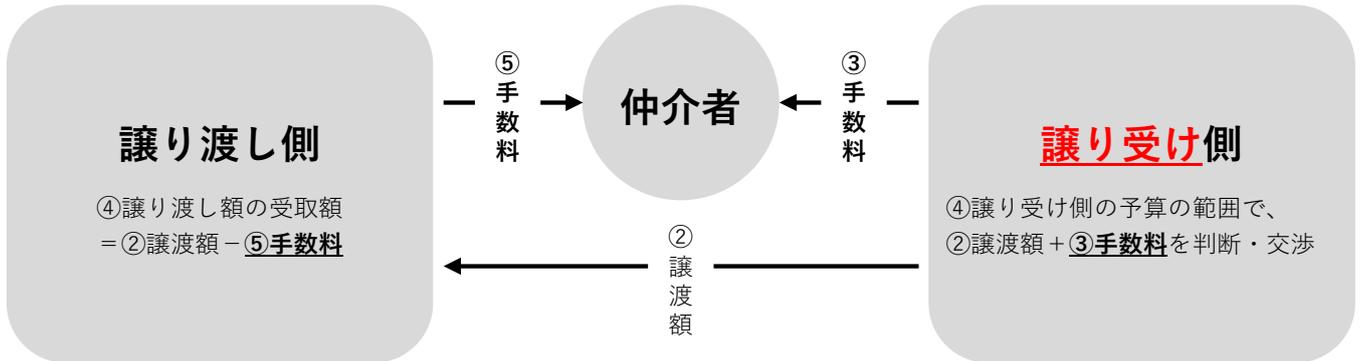
【仲介者・FA、プラットフォーマー向け】譲り受け側に対する調査の実施、調査の概要・結果の依頼者への報告。不適切な行為に係る情報を取得した際の慎重な対応の検討。業界内での情報共有の仕組みの構築の必要性、当該仕組みへの参加有無の説明。

【図表3】仲介契約における仲介者手数料の構造

- M&Aにより発生する資金の流れを構造化すると、相手方の手数料の額が自らの利益に影響する構造にある。特に仲介者の場合、双方から受領する手数料の額は、提供される支援の内容に影響する可能性があり、仲介者の中立・公正性を確認する上で、重要な要素。

**相手方の手数料の額が自らの利益に影響する構造**

- ✓譲り受け側が譲り渡し側とのM&Aの成立のために支払うことができる予算（①譲り受け側の予算）を決定し、これを上回らない範囲内で「②譲渡額（譲り受け側⇒譲り渡し側）」と「③手数料（譲り受け側⇒仲介者）」が決定される。※ただし、「①譲り受け側の予算」が増額される場合もある。
- ✓なお、本ガイドラインにおいては、仲介者は、利益相反の防止の観点から、デューディリジェンス（DD）を直接実施すべきでないとしている。譲り受け側がデューディリジェンス（DD）の実施にあたって別の支援機関寛から支援を受ける場合、当該支援機関に対する支払は譲り受け側にとってのコストとなるため、最終的には譲り渡し側が受け取る「②譲渡額（譲り受け側⇒譲り渡し側）」に影響する場合もある。



- ✓「④譲り渡し側の受取額」は「②譲渡額（譲り受け側⇒譲り渡し側）」から「⑤手数料（譲り渡し側⇒仲介者）」を控除した額であることから、譲り渡し側のM&Aを実施するか否かの意思決定には、「②譲渡額（譲り受け側⇒譲り渡し側）」ではなく「④譲り渡し側の受取額」がより直接的に影響することとなる。